

危険段階別共済掛金率（41段階）

麦共済では、危険段階別の掛金率によって引受を行います。これは、加入者ごとに過去の損害率に応じた掛金率を適用する仕組みです。過去に被害が多く共済金の支払が多い場合は、標準より高い掛金となります。逆に被害が少ない場合は低い掛金となります。

一筆半損特約・一筆全損特例

一筆半損特約を付けることができます。農家単位での減収量評価では相殺されてしまう一筆ごとの損害も半損以上または全損（一筆全損特例は標準設定）の減収を補償します。
一筆半損特約を付ける場合は、加入時に特約部分の割り増し掛金が必要になりますが、安価な負担で特約できますので特約を付けることをお勧めします。

自動継続特約

次年度以降も継続して加入する場合は特約を付して加入手続きを簡素化できます。

損害評価は

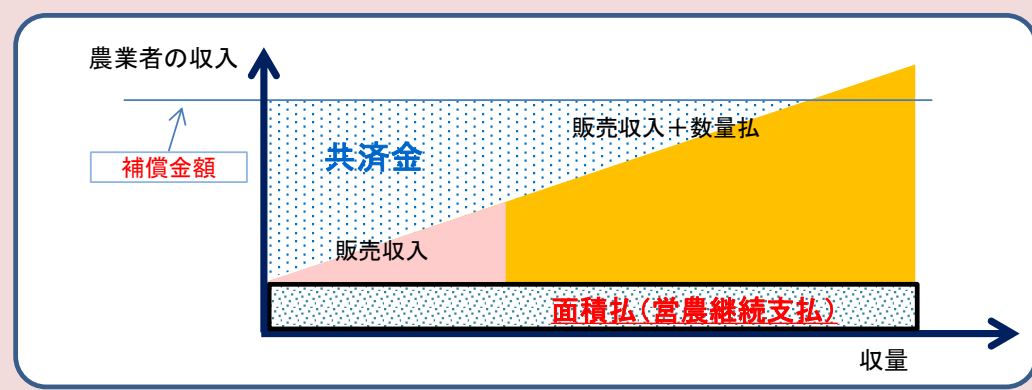
- ※ 肥培管理の粗放又は不行き届き、病虫害防除の不適切その他共済事故以外の原因によると認められる減収がある場合は、分割評価を行い、共済事故以外の原因による減収（分割減収量）は、減収として取扱わないこととなります。
 (例) 土壌湿潤害が発生しているが、排水対策（溝切り）がされていない場合
- ※ 生育不良などの理由により収穫前に鋤き込みをされる場合は、必ず被害申告をして下さい。被害申告がない場合は、損害評価および共済金の支払いは受けられません。

経営所得安定対策について

面積払（営農継続支払）は、農業者の当年産の収入に含めることとなります。このため、支払われる共済金は、補償金額から面積払（営農継続支払）を控除したものととなります。

令和5年産 共済金 = 補償金額 - (販売収入 + 交付金(数量払及び面積払(営農継続支払)))

※補償金額は、
農業者が麦の生産によって得られる当年産の見込収入（平年収入）のうち、農業共済が補償する金額。



お申し込み、お問い合わせは…

NOSAI長野

〇〇〇支所

〒***-**** 〇〇市****

電話 ***-***-**** FAX ****-***-****

(2022. 9. 9)

備えの種をまこう。

麦共済のご案内

加入対象

水稻及び麦の耕作面積の合計が10a以上であり、県内に住所を有する方。
作付けしたすべての耕地が対象になります。

加入申込期限… 10月1日～11月10日まで及び播種の場合は「9月30日」
10月11日～11月10日まで及び播種の場合は「10月7日」
10月21日～11月10日まで及び播種の場合は「10月20日」

加入できる品種

小麦： ハナマンテン、ゆめきりり、しゅんよう、シラネコムギ、ユメセイキ、ゆめかおり、ゆめちから、ユメアサヒ
大麦： ファイバースノウ、ホワイトファイバー、シュンライ

責任期間

発芽期 から 収穫 まで

共済事故(対象となる災害)

湿害、風水害、干害などすべての気象災害
火災、病虫害、鳥獣害



補償する額と掛金の目安

$$\text{補償する額 (共済金額)} = \left(\text{基準収量} \times \text{補償割合} \right) \times \text{kg当たりの価格}$$

※災害収入方式は計算式が異なります。
※補償割合、kg当たり共済金額は加入時に選択できます。

掛金の目安

[10a当たりの価格、単収(小麦320kg、六条大麦:380kg)及び各料率で計算]

	単価 (kg当たり価格)		半相殺 (8割補償・一筆半損特約あり)		全相殺 (9割補償・一筆半損特約あり)		災害収入 (9割補償・一筆半損特約あり)		地域インデックス (長野市の場合) (9割補償・一筆半損特約あり)	
	小麦	大麦	小麦	大麦	小麦	大麦	小麦	大麦	小麦	大麦
交付申請者…A	158円	131円	985円	1,002円	1,691円	1,724円	1,849円	1,890円	1,509円	1,486円
上記以外の農業者…B	16円	20円	100円	153円	171円	264円	109円	169円	153円	227円
種子用	305円	273円	1,901円	2,088円	3,263円	3,591円	2,081円	2,295円	2,912円	3,095円

※1 賦課金は50円/10a別途ご負担となります。
地域インデックス方式の賦課金は40円/10a

※2 kg当たり価格は、国が定める1kg当たりの価格です。
※3 地域インデックス方式は市町村ごとで、掛金が異なります。

○経営所得安定対策制度申請者については「A」、それ以外の農業者については「B」の共済金額を適用します。

経営所得安定対策交付金申請予定で「A」の単価で加入後、交付申請を取りやめた場合は引受変更になりますのでNOSAI長野まで、至急ご連絡下さい。

半相殺方式

(一筆半損特約選択加入できます)

農家ごとの減収量(その加入者の被害耕地の基準収穫量から被害耕地の収穫量を差し引いた数量)が、その加入者の基準収穫量の2割、3割、4割を超えるときに共済金を支払う方式。



補償する額と掛金の目安

圃場ごとに設定された基準単収から基準収穫量を設定します。

小麦10aを5圃場耕作、8割補償、単価158円、単収(330kg)で一筆半損特約付き加入の場合

基準収穫量 = $330\text{kg} \times 50\text{a} / 10\text{a} = 1,650\text{kg}$
引受収穫量 = $1,650\text{kg} \times 80\% = 1,320\text{kg}$
共済金額(補償金額) = $1,320\text{kg} \times 158\text{円} = 208,560\text{円}$
農家負担共済掛金 = $208,560\text{円} \times 2.4\% = 5,005\text{円}$
※賦課金は50円/10a別途ご負担となります。



支払例1 共済事故により5圃場の内1圃場が8割減収、1圃場が皆無であった場合
見込み収穫量 = $330\text{kg} \times 3\text{圃場(無被害)} + 330\text{kg} \times 20\% + 0\text{kg} = 1,056\text{kg}$
共済金 = $(1,320\text{kg} - 1,056\text{kg}) \times 158\text{円} = 41,712\text{円}$

支払例2 加入圃場の内1筆について半損以上の共済事故が発生した場合
(特約・特例) $330\text{kg} \times (50\% - 30\%) \times 158\text{円} \times 1\text{筆} = 10,428\text{円}$
加入圃場の内1筆について全損の共済事故が発生した場合
(全損特例) $330\text{kg} \times 70\% \times 158\text{円} \times 1\text{筆} = 36,498\text{円}$
計 46,926円

(※ここから経営所得安定対策、面積払(営農継続支払)との重複分は控除されます)

※支払例1と2が同時の場合は高額の方が支払われます。

全相殺方式

(一筆半損特約選択加入できます)

農家ごとの減収量(その加入者等の基準収穫量から増収分も加味した収穫量を差し引いた数量)が、その加入者等の基準収穫量の1割、2割、3割を超えるときに共済金を支払う方式。生産量の概ね全量をJA等に出荷しており、その出荷資料又は青色・白色申告記載内容により収穫量を適正に確認できることが条件です。



補償する額と掛金の目安

加入者の過去5年間の中庸3か年平均単収に基づき設定された基準収穫量を基準とします。

過去5か年中庸3か年平均単収350kg、50a耕作、9割補償、単価158円、一筆半損特約付きで加入の場合

基準収穫量 = $350\text{kg} \times 50\text{a} / 10\text{a} = 1,750\text{kg}$
引受収穫量 = $1,750\text{kg} \times 90\% = 1,575\text{kg}$
共済金額(補償金額) = $1,575\text{kg} \times 158\text{円} = 248,850\text{円}$
農家負担共済掛金 = $248,850\text{円} \times 3.7\% = 9,207\text{円}$
※賦課金は50円/10a別途ご負担となります。

収穫量の把握について、現行のJA等乾燥調製施設計量結果に加えて、乾燥調製受託者の乾燥調製数量、または青色申告書等農産物受払簿(個人)損益計算書(法人)で確認できれば可能となりました。

支払例1 共済事故により出荷収穫量が1,000kgであった場合

減収量 = $1,575\text{kg} - 1,000\text{kg} = 575\text{kg}$
共済金 = $575\text{kg} \times 158\text{円} = 90,850\text{円}$

支払例2 加入圃場の内3筆について半損以上の共済事故が発生した場合

(特約) 共済金 = $350\text{kg} \times (50\% - 30\%) \times 158\text{円} \times 3\text{筆} = 33,180\text{円}$

(※ここから経営所得安定対策、面積払(営農継続支払)との重複分は控除されます)

※支払例1と2が同時の場合は高額の方が支払われます。

災害収入共済方式

(一筆半損特約選択加入できます)

その年の実収収量に品質指数を乗じる方法により算定した収穫量が基準収穫量に達しない場合で、かつ、生産金額が補償額(基準生産金額の9割、8割、7割)に達しないときに共済金を支払う方式。生産量の全量をJA等に出荷しており、かつ今後も概ね全量をJA等に出荷することが条件です。付保割合の選択により、補償額の選択ができます。



補償する額と掛金の目安

加入者の過去5年間の中庸3か年平均単収に基づき設定された基準収穫量を基準とします。
過去5か年中庸3か年平均単収350kg、500a耕作、9割補償、Aランク1等(194.83円)、半損特約付きで加入の場合

基準生産金額(10a当たり) = $350\text{kg} \times 194.83\text{円} = 68,190\text{円}$
基準生産金額 = $68,190\text{円} \times 500\text{a} / 10\text{a} = 3,409,500\text{円}$
共済金額(補償金額) = $3,409,500\text{円} \times 90\% = 3,068,550\text{円}$
農家負担共済掛金 = $3,068,550\text{円} \times 4.1\% = 125,810\text{円}$
※賦課金は50円/10a別途ご負担となります。

収穫量の把握は、全相殺方式と同様の措置がとられました。

支払例1 共済事故で品質ランク等級B2等(161.17円)、総収量15,000kgの場合

生産金額 = $15,000\text{kg} \times 161.17\text{円} = 2,417,550\text{円}$
共済金 = $3,068,550\text{円} - 2,417,550\text{円} = 651,000\text{円}$
なお、収穫量<基準収穫量 かつ 生産金額<共済金額の条件が必要です。

支払例2 加入圃場の内5筆について全損の共済事故が発生した場合

(特例) 共済金 = $350\text{kg} \times 70\% \times 194.83\text{円} \times 5\text{筆} = 238,666\text{円}$
(※ここから経営所得安定対策、面積払(営農継続支払)との重複分は控除されます)

※支払例1と2が同時の場合は高額の方が支払われます。

地域インデックス方式

(一筆半損特約選択加入できます)

加入年産の市町村統計データの単収が、該当地域の平均単収の1割、2割、3割を超える減収であったときに共済金を支払う方式。個人ごとの減収量では評価しません。



補償する額と掛金の目安

市町村別統計単収に基づき、農家単位ごと基準単収を設定します。

複数の市町村に圃場が分かれている場合は、市町村ごと別々に基準単収を設定します。

該当年産統計単収320kg、9割補償、面積300a、単価158円、一筆半損特約付きで加入の場合

基準収穫量 = $320\text{kg} \times 300\text{a} / 10\text{a} = 9,600\text{kg}$
共済金額(補償金額) = $9,600\text{kg} \times 90\% \times 158\text{円} = 1,365,120\text{円}$
農家負担共済掛金 = $1,365,120\text{円} \times 3.3\% = 45,049\text{円}$
※賦課金は40円/10a別途ご負担となります。

支払例1 引受年産の統計単収が270kgの場合

共済金 = $(320\text{kg} \times 90\% - 270\text{kg}) \times 300\text{a} / 10\text{a} \times 158\text{円} = 85,320\text{円}$

支払例2 加入圃場の内2筆について半損以上の共済事故が発生した場合

(特約) 共済金 = $320\text{kg} \times (50\% - 30\%) \times 158\text{円} \times 2\text{筆} = 20,224\text{円}$

(※ここから経営所得安定対策、面積払(営農継続支払)との重複分は控除されます)

※支払例1と2が同時の場合は高額の方が支払われます。